

船舶事故調査報告書

令和元年7月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成31年4月3日 06時20分ごろ
発生場所	岡山県岡山市 <small>こぐし</small> 港 ツブシ礁灯標から真方位095° 1,100m付近 (概位 北緯34° 36.0′ 東経134° 01.5′)
事故の概要	貨物船 <small>かんりゅう</small> 観隆丸は、西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成31年4月12日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 観隆丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	140259、小池汽船株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
負傷者	なし
損傷	船尾部船底外板に塗膜剥離を伴う擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期、潮位 約90cm 日出時刻：05時49分ごろ
事故の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、GPSプロッターを作動させ、船長が単独で操船に当たって約8ノットの対地速力で岡山水道を北北西進した後、小串港内で少しずつ左転を開始し、船長が、ツブシ礁南方沖の海域は少し浅いが、乗り揚げるほどではないと思い、同海域に向首する真方位約265°に針路を定め、同じ速力で航行中、ツブシ礁東方沖の浅所に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首約3.1m、船尾約4.3mであった。 船長は、海図で水路調査を行っていなかったため、ツブシ礁東方沖の浅所の存在を知らなかった。
分析	本船は、西進中、船長がツブシ礁東方沖の浅所の存在を知らずに同浅所に向かう針路で航行したことから、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、西進中、船長がツブシ礁東方沖の浅所の存在を知らずに同浅所に向かう針路で航行したため、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・事前に海図等で航行する海域の水路調査を行うとともに、航行中もGPSプロッターで浅所の存在を確認すること。